

権利者のための税関輸入差止手続入門 (第4回)



輸入差止手続研究会 (注1)
弁護士 関 智文*

1 はじめに

これまで3回にわたり、「税関の輸入差止手続」について読者にご理解していただけるようできるかぎりやさしく紹介してきました。

毎回冒頭に説明をしていますように、本稿は知的財産権の保護や税関手続に関心を持っていただいている読者の方に、税関の輸入差止手続の内容や意義や機能について理解していただくことを目的としており、とくに知的財産権を有する権利者の方には、本稿を読まれて税関の輸入差止手続を利用することを考えるきっかけにして頂きたいと考えています。

(注1) 輸入差止手続研究会は、知的財産権を保有する権利者の権利を保護する見地から税関の知的財産侵害物品認定手続の機能・役割を再検討して、権利者の利用を促進するための方策を検討したり、認定手続の改善について提言することを目的とする研究会です。弁護士、弁理士、研究者、税関実務経験者など認定手続に関心を抱

いている方々から構成されています。現在のところは本稿の内容に関して調査・検討することを中心に活動しています。CIPIC事務局が輸入差止手続研究会の事務局を担当しています。

ここでもう一度繰り返しますが、本稿で説明しようとしている「税関の輸入差止手続」とは、輸入されようとしている知的財産権を侵害する物品について、①知的財産権の権利者から税関に申し立てるための「輸入差止申立手続」とその受理後に行われる②「認定手続」(関税法上は「当該貨物が関税法第69条の11第1項第9号または第10号に掲げる貨物に該当するか否かを認定するための手続」と表現されていますが、本稿では省略して「認定手続」と表現しています。)の全体を指しています。

「税関の輸入差止手続」というと、時には上記②の「認定手続」だけを指すものとして使用されることもあります。本稿では、上記①の知的財産権の権利者から税関に申し立てる「輸入差止申立手続」を含めて、両手続

※昭和46年～昭和49年東京税関勤務
昭和50年司法試験合格
昭和53年4月 東京弁護士会に弁護士登録
昭和62年5月 関智文法律事務所設立
平成12年度～平成21年度通関士試験委員、平成25年度～財務省関税等不服審査会委員

を一体のものとして使用しています。その理由は、2つの手続は関税法の規定上密接な関係をもっていますし、のちほど説明しますように現在の税関の運用を見ると「輸入差止申立手続」が重視されていて、税関に正式に受理された差止申立ての対象となる侵害物品を主たる対象貨物として認定手続を行い、認定処分を出していると思われるからです。これは、税関においては、正式に受理した差止申立ての対象となる侵害物品以外の侵害物品を膨大な貨物のなかから発見することが事実上困難であるなどの理由から、差止申立てのない場合に職権によって侵害物品を発見して認定手続を始めることには必ずしも積極的ではない状況にあるということを示しているということです。

また、本稿において「税関の輸入差止手続」という言葉を、両手続全体を指すものとして使用するのには権利者側からの理由もあります。すなわち、権利者側にとっても、「輸入差止申立手続」は保有する知的財産権を侵害する物品の輸入差止めを税関で実現してもらうためにはもっとも効果的な手続と思われますので、「認定手続」だけを「輸入差止手続」として説明することは不十分になるからです。

第4回を始める前に、ごく簡単にこれまでの3回の内容を振り返っておきます。

まず、第1回では、税関の輸入差止手続が果たしている意義や機能とともにそれが設けられた経緯と手続の流れなどについて説明しました（C I P I Cジャーナル Vol. 218、2014年2月号）。

第2回では知的財産権の権利者から税関に

申し立てる輸入差止申立てを税関に受理してもらうためのポイントを中心に説明しました（C I P I Cジャーナル Vol. 219、2014年4月号）。

第3回では、「認定手続」の開始後に権利者にとって有利な情報を得る機会となる疑義貨物の点検手続や「認定手続」における権利者からの証拠・意見の提出方法などについて説明しました（C I P I Cジャーナル Vol. 220、2014年6月号）。

今回は、まず、税関で行われている「輸入差止手続」の現状をもう一度振り返り、そこから見えて来る権利者側にとって見逃せない問題点を指摘してみたいと思います。その問題点の1つは、もっと利用可能性があるのではないと思われる特許権者からの差止申立てが少ないという問題ですが、その問題を検討する前に、「輸入差止手続」において税関長の判断形成に中心的な役割を果たしていると思われるとともに特許権者からの差止申立てが少ない一因となっている可能性がある専門委員制度について、読者にイメージをつかんで頂くためにある程度詳しく説明します。その後で特許権者からの差止申立てが少ないという問題について、関連判決を紹介しながら、その原因もしくは理由について検討してみたいと思います。

2 税関の現状から見える問題点

第2回と第3回では主に商標権侵害物品を中心に説明しました。それは、知的財産権を侵害する物品のうち税関で差し止められたのは、

商標権侵害物品の件数が多いという理由からです。その点を統計を踏まえて見てみましょう。

財務省ホームページに掲載された「平成 25 年の税関における知的財産侵害物品の差止状況」の添付資料「3. 知的財産別輸入差止実績」（本稿末尾に「資料 1」として転載しました。）を見ると、次のようになっています。

一番件数が多かったのは、商標権で 27,975 件（599,142 点）、2 番目は著作権で 383 件（17,768 点）、3 番目は意匠権で 43 件（10,852 点）、4 番目は不正競争防止法違反の技術的制限手段回避装置（注 2）で 16 件（60 点）、5 番目は同じ不正競争防止法違反の周知表示混同惹起品で 3 件（34 点）、6 番目は特許権で 2 件（331 点）でした。実用新案権と著作隣接権と育成者権はゼロでした。

このように税関で輸入が差止められている商標権侵害物品は、件数ベースでは全体の 98.4%、点数ベースでは 95.4%を占めています。これに対し、特許権侵害物品は件数ベースでは全体の 0.0%、点数ベースでは 0.1%にすぎません。

ここからすぐ分かることは、商標権侵害物品は税関で止めてもらいやすく、特許権侵害物品を止めてもらうことは難しいということです。

この状況を、上記の財務省ホームページの添付資料「（参考 3）輸入差止申立て件数」

（本稿末尾に「資料 2」として転載しました。）の方から見ると、平成 25 年において特許権の差止申立て件数は 21 件（うち新規は 7 件）でした。同じ年の商標権の差止申立て件数は 247 件（うち新規は 59 件）でしたから、それと比べると特許権に基づく差止めの申立て件数自体が商標権の差止申立て件数の 1 割以下であったことが分かります。特許権の差止申立

て件数と特許権侵害物品の差止め件数は必ずしもリンクしませんが、特許権侵害物品の差止めが 2 件しかなかったということは、大雑把に言って特許権侵害物品を税関に差止めってもらうのは難しいという状況を現しています。その原因もしくは理由については、のちほど検討することにしますが、このような状況を特許権の権利者が見て、特許権侵害物品差止めの申立てをすることにためらいを感じているのかもしれません。

（注 2）技術的制限手段回避装置とは、有料放送・ゲームソフトなどの不正な視聴・実行や、コンテンツの違法な複製を防止するための技術的制限手段を無効化する機器やプログラムのことであり、それを譲渡、引き渡し、展示、輸出、輸入などすることは不正競争防止法 2 条 1 項 10 号により差止請求や損害賠償請求の対象となります。

上記の財務省ホームページに掲載された添付資料「6. 輸送形態別輸入差止実績」（本稿末尾に「資料 3」として転載しました。）の方から見ると、税関で行われている「輸入差止手続」には別の特徴があることが分かります。すなわち、平成 25 年では輸入差止めされた郵便物は 26,416 件（358,615 点）、これに対し輸入差止めされた一般貨物は 1,719 件（269,572 点）でした。件数ベースの構成比で見ると郵便物は 93.9%を占めており、点数ベースでは郵便物は 57.1%、一般貨物は 42.9%を占めています。1 件当たりの輸入点数は郵便では 13 点、一般貨物では 156 点ということになります。

ここから言えることは、知的財産侵害物品は郵便で輸入されてくるのが圧倒的であり、しかも、1 件当たりの点数が一般貨物と比べ

て少ないということです。このことは、知的財産侵害物品の輸入は郵便を利用した少量の輸入（その多くが個人名義による輸入と推察されます。）が多いということを現しているのではないかと思います。そのなかには、法人（二セモノ業者）による個人になりすました少量輸入もあります（法人による大量輸入もあります）。

そうすると、税関は、郵便を利用した少量の知的財産侵害物品の輸入（上記のとおり、その多くが個人名義による輸入と推察されます。）の対応に追われていると言ってよく、権利者としてもこのような税関の現状を踏まえて対応する必要がでてきます。そこで問題になっているのは、一つは「業としての輸入」ではなく「個人が使用するための輸入」であると主張がされた場合の対応であり、もう一つは「並行輸入である」との主張がされた場合の対応です。この2つの問題は、差止め件数の多い商標権侵害物品により多く関係してきますが、特許権についても関係してくる問題です。この個人使用の問題と並行輸入の問題は次号（第5回）で詳しく説明する予定です。

3 専門委員の機能

専門委員については第1回で簡単な説明をしましたが、輸入差止手続研究会において、本稿の検討に関連して税関での輸入差止手続をさらに権利者が利用しやすくするためにはどのようにしたらよいかという問題について意見交換を重ねている過程で、現在の税関で行われている「輸入差止手続」においては税関長の判断形成に中心的な役割を果たしているのは専門委員であるという状況が浮き彫り

にされてきました。そこで、権利者にも専門委員の機能について理解してもらうことが重要と思われましたので、ここでもう少し詳しく説明することにしました。

（1）専門委員に対する意見照会

専門委員に対する意見照会についても統計から見ていきます。

上記の財務省ホームページの添付資料「（参考7）専門委員意見照会件数」（本稿末尾に「資料4」として転載しました。）を見ると、平成25年において税関長が専門委員に意見照会をした件数は少なく、特許権では3件、商標権では1件にすぎません。意見照会件数が少ないことは専門委員の重要性が低いということではなく、特許権については言えば差止申立て件数が少なかったことによると思われる。商標権については、のちほど説明するような税関長から専門委員に対して意見照会を求める要件に該当するケースが少なかったということだと思われます。しかし、税関長から専門委員に対して意見照会を求める要件に該当するケースにおいては、税関としては専門委員の専門的な知識に頼らざるを得ない仕組みになっていることから、専門委員が「輸入差止手続」において税関長の判断形成に中心的な役割を果たしていることは確かだと思います。

専門委員は、関税法で「輸入差止申立手続」（69条の14）と「認定手続」（69条の19）の双方において関与することが規定されています。関税法では、いずれの場合も税関長は専門委員に意見を求めることができると規定していますが、実際には、税関長は専門委員の多数意見を尊重して結論を出しているの

が現状です。このことは、逆に言えば、専門委員の意見が税関長の判断を左右していると言ってよいと思います。

専門委員制度がどのように運用されているかについては「知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について」と題する個別通達に細かく規定されており、それを理解しておく必要がありますので、以下に主だった点を紹介します。この通達は重要ですので、財務省のホームページで是非全文をご確認ください。

(2) 輸入差止申立て段階での意見照会

① 輸入差止申立てがあった場合において、税関長は必要があると認めるときは、知的財産に関する学識経験者を専門委員に委嘱し、当該申立てに際し提出された証拠が侵害の事実を疎明するに足りるか否かについて意見を求めることができますことになっています。

ただし、第1回でも説明しましたように、当該申立てが不正競争防止法違反物品に係る申立てであり経済産業大臣の意見を求める事項については、経済産業大臣の意見書が提出されることになっていますので、専門委員に意見を聴くことはできません。

② 専門委員は税関のホームページに掲載された候補者のなかから当事者との間で特別な利害関係がないと判断された3名（税関が特に必要と認める場合は5名）が選定されて委嘱されます。

③ 輸入差止申立てにおける専門委員意見照会を実施するのは、次のいずれかに該当する場合とされています。

イ 利害関係者から意見書が提出された場合

税関は輸入差止申立てを受け付けたと

きは、その内容を税関ホームページで公表することになっていますが、これを見た、①差止対象物品の輸入者（輸入する予定があると認められる潜在的輸入者を含む。）、②差止対象物品の国内における輸入者以外の取扱事業者、③海外における差止対象物品（当該物品の部分品が侵害と認められる場合における当該部分品を含む。）の製造者及び輸出者は利害関係者として意見を述べるができることになっていますので、利害関係者から意見書が提出された場合は専門委員意見照会が実施されます。

ロ 上記イのほか、申立人及び利害関係者の間で争い（訴訟等）があり、又は争いが生じる可能性が高いと判断される場合

ハ その他、輸入差止申立ての審査において、侵害の事実が疎明されているか否かの判断が困難である等、輸入差止申立てにおける専門委員意見照会を行うことが適当と認められる場合

ここで問題となるのは、輸入差止申立てにおける専門委員意見照会の対象として侵害の事実を疎明するに足りるか否か以外の事項についても意見を求めているという点です。すなわち、上記の個別通達は、専門委員意見照会の対象となる事項について、特許発明又は登録実用新案の技術的範囲のほか、登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲、侵害成立阻却事由（並行輸入、権利消尽、先使用、権利無効、試験研究、権利の濫用等）を挙げています。のちほど説明する特許権の無効理由の有無についても、専門委員の意見が求められることになって

いるのです。ただ、権利無効理由の有無について専門委員の意見を聴く場合であっても、税関が権利無効を判断するものではないことに留意すると但し書きが付けられています。この但し書きのような仕組みをとっている点に対しては、法理論的な整合性の面において問題があるとの指摘もあります。

④ 専門委員に意見照会した事案に係る輸入差止申立ての受理・不受理・保留の決定は、当該輸入差止申立ての受付の日から3か月以内を目途に行うものとされています。

⑤ 受付税関の本関知的財産調査官は、専門委員に対し「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会書」を送付し、意見を求めますが、この場合において、「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会書」に記載する理由には、対象申立てに係る侵害の事実を疎明するに足りる証拠があるか否か判断しがたい理由をできる限り詳細に記載することとされています。

また、受付税関の本関知的財産調査官は、当事者からの提出資料に加え、必要に応じ当該事案に関し参考となるべき資料を専門委員に送付することになっています。そして、当該資料のうち、当事者が非公表としている資料及び取締役の観点から他の当事者に開示できない資料についてはその旨が注記されて送付されます。

⑥ 総括知的財産調査官（東京税関のいわゆる知財センター長と呼ばれる知的財産調査官のことです。）は、当事者から意見聴取する場の日時を当事者と専門委員の都合を聞いて決定します。意見聴取の場の日時を決定した後、受付税関の本関知的財産調査官は、当事者に対し「輸入差止申立てにお

ける専門委員意見照会実施通知書」により、専門委員の氏名及び意見聴取の場の日時・場所並びに意見聴取の場への参加意思の確認の通知を行います。なお、場所については、当面、東京税関本関の会議室とされています。

⑦ 専門委員は、意見聴取の場に先立ち、必要に応じ専門委員間での事前打合せを行うことができることになっています。

また、専門委員は、意見聴取の場に先立ち、例えば次のことを目的として、当事者に対し書面により釈明を求め、又は追加資料の提出を促すことができます。

イ 不明確な箇所や矛盾点の解消

ロ 争点の明確化

ハ 主張を裏付けるための証拠であって必要と思料されるものの補充

ニ 抗弁事由の確認

⑧ 意見聴取の場は、おおむね2時間を目途として行われます。当事者の意見陳述は、原則として、申立人、利害関係者の順で行います。この場合において、意見陳述は、専門委員の求めがあることその他専門委員が特に必要と認める場合を除き、意見聴取の場までに提出された当事者の主張又は証拠に対する反論又は自己の主張の明確化に限られます。なお、意見陳述の際は、プロジェクター等を使用することができます。

意見聴取の場では、専門委員から各当事者に対し、陳述された意見の内容等に関して質問・確認を行います。専門委員から意見を求められた場合を除き、当事者による他の当事者の意見に対する意見の陳述はできません。総括知的財産調査官又は受付税関の本関知的財産調査官は、必要と認める

事項について、質問をすることができます。

- ⑨ 専門委員は、陳述された意見の内容等を踏まえ、侵害の事実を疎明するに足りると認められるか否か等を判断するために必要な事実関係・法律関係につき他の専門委員と意見交換を行います。総括知的財産調査官及び受付税関の本関知的財産調査官は、専門委員の意見交換の場に立ち会います。専門委員は、必要に応じ、意見聴取の場後においても、お互いに意見交換を行うことができます。

専門委員の意見交換の結果、専門委員は当事者に対して釈明、主張の追加・変更又は主張を裏付けるための更なる証拠の提出を求めることができます。当事者には、最後に意見を述べる機会を与えます。

- ⑩ 専門委員による補足意見の求めの有無にかかわらず、当事者は、書面にて補足意見を提出できます。この場合において、補足意見は、専門委員の求めがあることその他専門委員が特に必要と認める場合を除き、意見聴取の場までに又は意見聴取の場において提出された当事者の主張又は証拠に対する反論又は自己の主張の明確化に限るものとされています。

- ⑪ 専門委員は意見書の作成に当たり、自ら資料等の調査・収集を行うことができるものとされています。この場合において、当該資料等であって当事者が提出した主張又は証拠に含まれていないと認められるものを基に意見を述べようとするときは、受付税関の本関知的財産調査官を通じ、原則として意見聴取の場の開催の日の7日（行政機関の休日を含まない。）前の日までに、調査資料等を当事者に送付し、意見聴取の場までの間に意見を述べる機会（意見聴取の場における意

見陳述を含む。）を与えます。7執務日前の日までに当事者に送付できない場合は、当事者が補足意見として調査資料等について意見を述べる機会を与えます。

- ⑫ 専門委員は、意見書において、申立人より提出された証拠が侵害の事実を疎明するに足りると認められるか否かについてその結論及び理由を述べるものとされています。ただし、専門委員は、意見照会に係る事案に関し、当事者が裁判所若しくは特許庁において争っている場合又は争うことが見込まれる場合には、裁判所等の判断が出るまで当該申立てを保留とすべき旨の意見を述べるすることができます。

受付税関の本関知的財産調査官は、専門委員意見書をその写しの交付等により当事者及び他の専門委員に開示します。

専門委員意見書について明らかな事実誤認等の特段の事情がある場合には、当事者はその内容を記載した意見書を提出することができます。この場合において、受付税関の本関知的財産調査官は、その意見書の提出期限として、専門委員意見書の送付の日の翌日から5日（行政機関の休日を含まない。）以内の日を指定します。受付税関の本関知的財産調査官は、上記の専門委員意見書に対する意見書の提出があった場合には、当該意見書をその写しの交付等により他の当事者及び専門委員に開示します。

- ⑬ 明らかな事実誤認等の特段の事情がない限り、税関長は専門委員の多数意見を尊重して、受理・不受理・保留のいずれかを決定し、通達に定める方法により、申立人、利害関係者及び専門委員に通知します。

総括知的財産調査官は、輸入差止申立てにおける専門委員意見照会を実施した事案について、受理・不受理・保留の決定の後、当事者及び専門委員の了承が得られた場合には、以下の事項を財務省の税関ホームページで公表するものとされています。

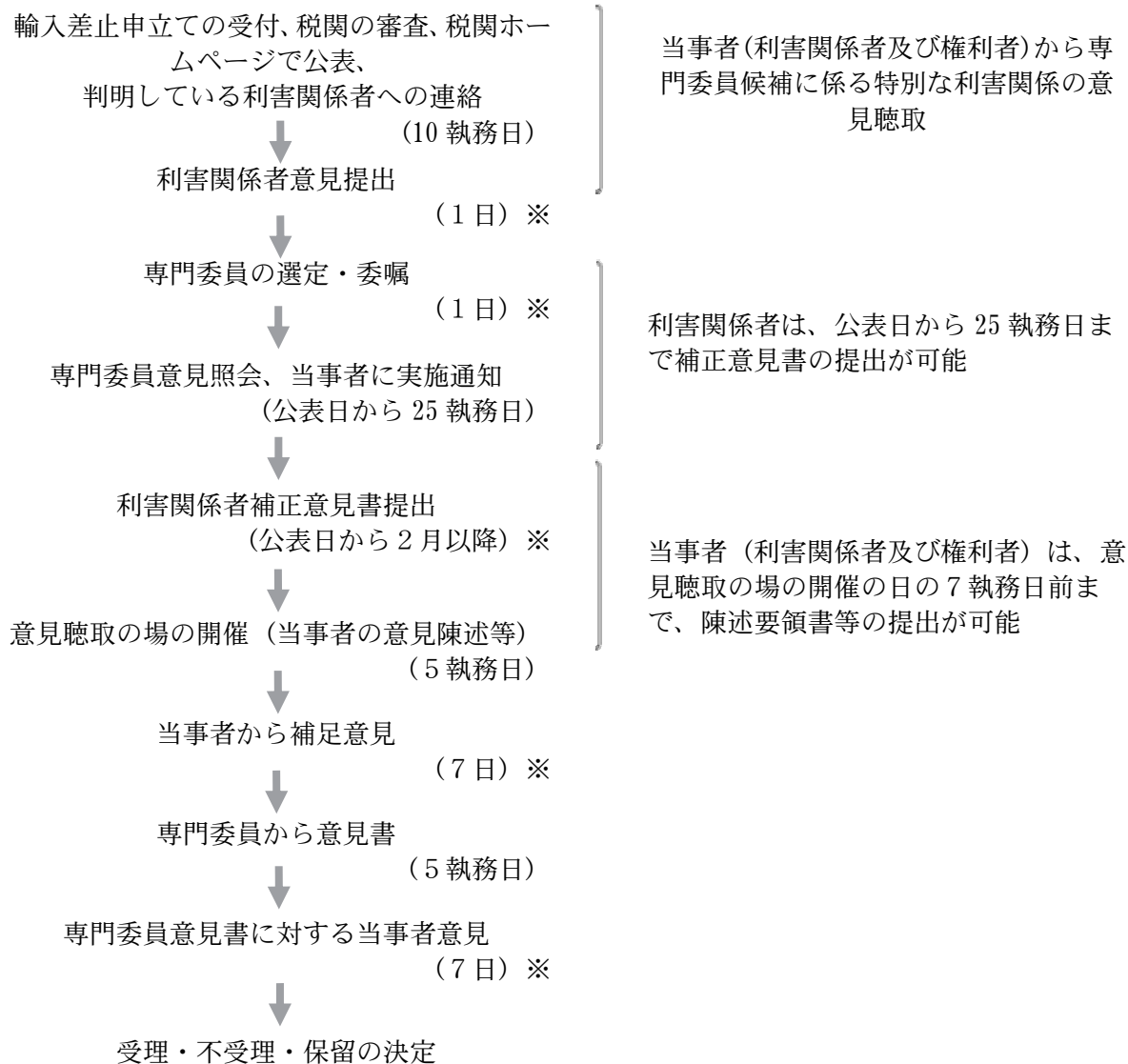
- (1) 知的財産の種別（特許権、意匠権等）
- (2) 主な争点
- (3) 専門委員意見の概要

(4) 処理結果及び処理年月

しかしながら、当事者及び専門委員全員の了承が得られることは難しいので、実際には公表されていません。

以上の説明をさらによくご理解頂くために、税関ホームページに掲載された「輸入差止申立てにおける専門委員意見照会の流れ」を転載しておきます。

輸入差止申立てにおける専門委員意見照会の流れ



(注) 上記のうち※が付された期間は目安。

(3) 認定手続が執られた段階での意見照会

- ① 認定手続が執られた段階においても、税関長は必要があると認めるときは、専門委員に意見を求めることができます。ただし第1回でも説明しましたように、関係省庁に対する意見照会制度がある場合は関係省庁に意見を聴くことになることから、専門委員に意見を聴くことはできません。具体的には、特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する物品に係る技術的範囲や類似の範囲については特許庁長官に意見を聴くことになることから、専門委員に意見を聴くことはありません。また、育成者権侵害物品に関しては農林水産大臣に、不正競争防止法違反物品に関しては経済産業大臣に、それぞれ意見を聴くこととなりますから、専門委員に意見を聴くことはありません。

以下に認定手続が執られた段階での意見照会手続のうち、読者に知っておいて頂きたい点について簡単に説明をしておきます。

- ② 認定手続においても、専門委員は税関のホームページに掲載された候補者のなかから当事者との間で特別な利害関係がないと判断された3名（税関が特に必要と認める場合は5名）が委嘱されます。
- ③ 認定手続における専門委員意見照会を実施する場合は、輸入差止申立ての際に明らかでなかった新たな争点などにより、認定手続に係る貨物が侵害物品に該当するか否かを判断することが難しい場合とされています。

ここでも、輸入差止申立てにおける専門委員意見照会の対象について問題があります。すなわち、上記の個別通達は、認定手続が執られた段階においても、専門委員意

見照会の対象となる事項について、侵害成立阻却事由（並行輸入、権利消尽、先使用、権利無効、試験研究、権利の濫用等）を挙げています。のちほど説明する特許権の無効についても、専門委員の意見を求められることになっているのです。ただ、ここでも権利無効理由の有無について専門委員の意見を聴く場合であっても、税関が権利無効を判断するものではないことに留意すると但し書きが付けられています。

差止申立て段階で述べたように、この但し書きのような仕組みをとっている点に対しては、法理論的な整合性の点において問題があるとの指摘があります。

- ④ 認定手続の対象になった貨物が侵害物品に該当するか否かの認定は、原則として当該認定手続の開始から1か月以内を目途に行うものとされています。ただし、権利者又は輸入者の要望により意見聴取の場が開催される場合は、2か月以内を目途に行うものとされます。
- ⑤ 認定手続における専門委員意見照会を実施しようとする場合、認定手続を執っている税関の本関知的財産調査官は、当事者にその旨を連絡し、当事者が意見聴取の場の開催を要望するか否かを確認し、希望する場合は意見聴取の場を開催します。
- ⑥ 専門委員は、意見聴取の場が設けられた場合には、専門委員は意見聴取の場において当事者同席の下、口頭で意見を述べるものとされています。専門委員による意見の内容は、侵害疑義物品が侵害物品に該当するか否かに関し、税関の考え方の妥当性について、その結論及び理由についてです。
- ⑦ 税関は、明らかな事実誤認等の特段の事

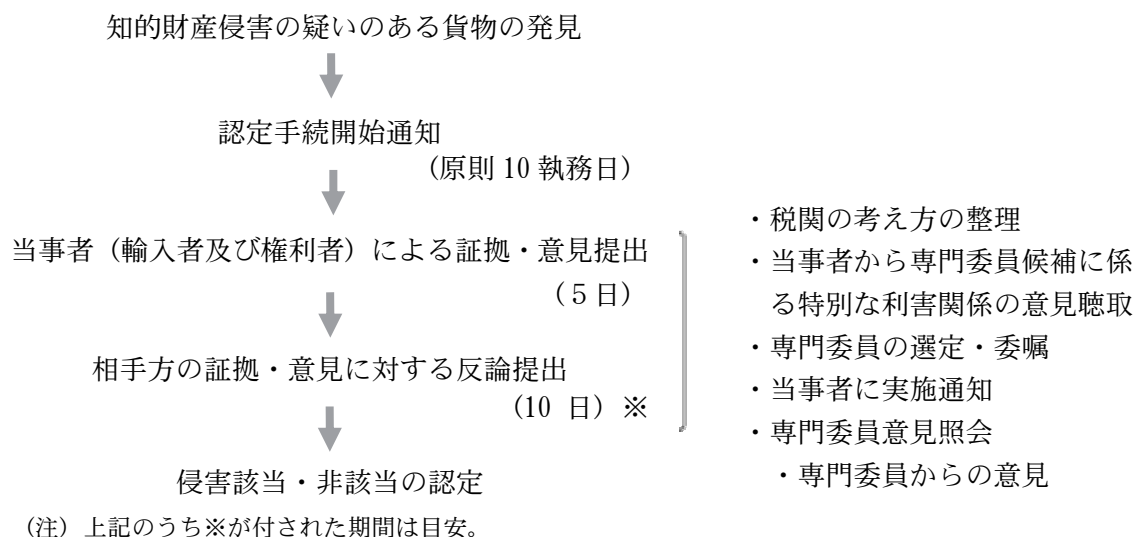
情がない限り、専門委員の多数意見を尊重して侵害疑義物品が侵害物品に該当するかどうかを認定します。

- ⑧ 以上のように、認定手続においても、専門委員は意見聴取の場に立ち会い、また、自分の意見を述べ、その意見が税関長の処分を左右することにつながるなど、中心的

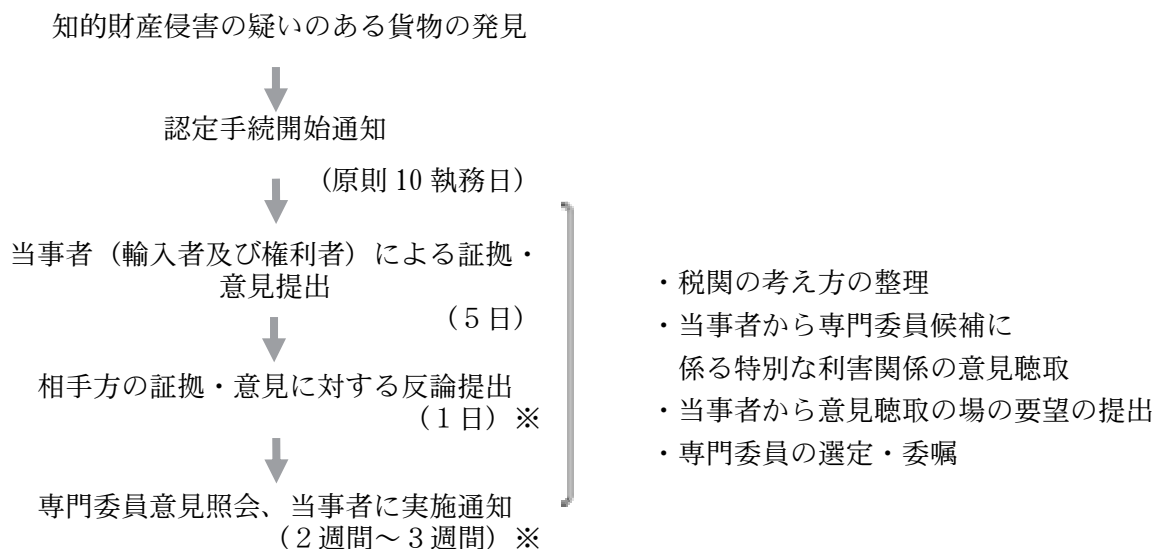
な役割を果たしています。

以上の説明をさらによくご理解頂くために、税関ホームページに掲載された「認定手続（輸入）における専門委員意見照会の流れ」を転載しておきます。

認定手続（輸入）における専門委員意見照会の流れ



認定手続（輸入）における専門委員意見照会の流れ 【当事者から意見聴取の場の要望がある場合】



↓
意見聴取の場の開催(当事者の意見陳述等)
(1日)※

↓
侵害該当・非該当の認定

(注) 上記のうち※が付された期間は目安。

(4) 権利者とすれば、「輸入差止申立手続」においても、「認定手続」においても、専門委員の意見照会が決定された場合は、担当の

専門委員に自分の主張を理解してもらうことに尽力することが重要になります。

4 特許権者からの差止申立ての問題点

さきほど、特許権者からの差止申立て件数も差止実績も少ない状況について説明しましたが、ここではその原因もしくは理由を推測し、どうしたら特許権者からの差止申立てを

増加させることができるかを検討したいと思います。

(1) まず、現在(平成26年8月15日現在)、税関ホームページに掲載されている差止申立てが受理された特許権を見てみましょう。

(1ページ目に掲載された10件)

(知的財産の輸入差止申立情報：特許権)

権利の内容一覧1	
権利の内容	侵害物品の品名
<u>バッチに係る特許【特許第3363899号(請求項1, 2, 5)】、バッチ及びバッチ製造装置に係る特許【特許第3586459号(請求項1)】</u>	バッチ、バッチ用取付具、バッチ製造機
<u>インクカートリッジに係る特許【特許3402366号(請求項1, 2)】</u>	インクジェットプリンタ用のインクカートリッジ
<u>エンジン作業機に係る特許【特許第3754697号(請求項1)】</u>	発電機
<u>自動二輪車のタンクカバー取付構造に係る特許【特許第4028657号(請求項1)】</u>	自動二輪車
<u>積層型チップインダクタに関する特許【特許第3731275号(請求項1)】</u>	チップフェライトビーズ(積層型チップインダクタ)
<u>鉄シュー用ゴムパッドに係る特許【特許第2951247号(請求項1)】</u>	鉄シュー用ゴムパッド
<u>物品取出装置に係る特許発明【特許第3267512号(請求項2)】、媒体販売装置に係る特許発明【特許第3830955号(請求項1)】</u>	カプセルベンダー、カードベンダー
<u>X線発生装置に係る特許発明【特許第4113177号(請求項1)】</u>	静電気除去用のX線発生装置

ブレード（ダイヤモンドカッター）に係る特許発明【特許第 3361631 号（請求項 1）】	ダイヤモンドカッター
水タオル自動供給装置に係る特許【特許第 3213837 号（請求項 1, 3）】	自動おしぼり製造機

（2 ページ目に掲載された 10 件）

（知的財産の輸入差止申立情報：特許権）

権利の内容一覧 2	
権利の内容	侵害物品の品名
酢酸ビニル系重合体ケン化物の樹脂組成物に係る特許発明 特許第 3516808 号【請求項 6】	エチレン-ビニルアルコール共重合体（EVOH）樹脂
コーナークッションに係る特許発明 特許第 3409299 号【請求項 1 及び請求項 2】	コーナークッション
X 線発生装置に係る特許発明 ①特許第 4113177 号【請求項 1】 ②特許第 4391561 号【請求項 1】	静電気除去用の X 線発生装置
エチレン-酢酸ビニル共重合体ケン化物ペレット群に係る特許【特許第 4580627 号（請求項 1）】	エチレン-ビニルアルコール共重合体（EVOH）樹脂
触感鋭敏化グローブに関する特許権 特許第 4467457 号【請求項 1】	乳がん検診用手袋
発光うちわに関する特許 特許第 3514748 号【請求項 1】	発光うちわ
テープカートリッジに係る特許発明 特許第 3498690 号【請求項 1】、特許第 4337274 号【請求項 1】	テープカートリッジ
印刷材収容体に関する特許権【特許 4144637 号（請求項 1）】	インクジェットプリンタ用のインクカートリッジ
プロセスカートリッジに係る特許【特許第 3599632 号（請求項 6）】	トナーカートリッジ
印刷材収容体に関する特許権【特許 4144637 号（請求項 1）】	インクジェットプリンタ用のインクカートリッジ

上記の税関に差止申立てが受理された特許権を見るとインクジェットプリンタ用のインクカートリッジなど税関職員にとって侵害物品に該当するか否かが認定しやすいものが多いように思われます。このように、税関職員にとって侵害物品に該当するか否かを認定しやすい特許権が受理される傾向があるところに特許権に基づく差止申立てが少ない理由が

あるのかもしれませんが。

（2）次に、特許権に基づく差止申立てが少ない一因としては、専門委員が特許無効の主張について意見を述べる仕組みになっている点が考えられます。この点については、当研究会においてはまだ共通の認識が形成されていませんので、筆者の個人的な見解として説

明するものであることを申し添えます。

上記3の専門委員のところで触れましたが、専門委員は特許無効の主張について意見を述べるようになっており、この意見に基づき、税関長は「輸入差止申立手続」においては差止申立てを受理するかどうか、「認定手続」においては侵害に該当するか否かの結論を出すことになっています。この仕組みが特許権者にとって、差止申立てをためらう一因になっている可能性があります。

すなわち、専門委員制度のところで説明しましたように、専門委員に意見照会した事案に係る輸入差止申立ての受理・不受理・保留の決定は、当該輸入差止申立ての受付の日から3か月以内を目途に行うものとされています。また、認定手続の対象になった貨物が侵害物品に該当するか否かの認定は、原則として当該認定手続の開始から1か月以内（ただし、権利者又は輸入者の要望により意見聴取の場が開催される場合は、2か月以内）を目途に行うものとされています。このように短期間のうちに結論を出さざるを得ないということは、裁判所で行われる訴訟手続と比較すると当事者には自分たちの主張を十分尽くすことできないという危惧感を抱かせ、他方、専門委員としても当事者の主張が不十分である場合は税関長から照会された問題点について深く検討することが困難になるという面をもちます。そのことは、専門委員の立場からは差止手続においては保留もしくは侵害疎明が足りていないという結論に、認定手続であれば保留もしくは侵害物品に該当しないという方向に導かれてしまうということになります。そのような状況を仄聞したりしているうちに、特許権者としては、差止申立てをして

も受理されないかもしれないと考えたり、受理されても侵害物品に該当しないという結論になるかもしれないと考えて、差止申立てをためっているのではないかと推測しています。

(3) 税関長が専門委員に対する意見照会を通じて特許無効の主張について判断するようになったのは、さきほど紹介しました「知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について」と題する個別通達が平成19年6月に出されたからですが、この通達は次の判決がきっかけになったと思われますので、その判決を紹介し、税関長が専門委員に対する意見照会を通じて特許無効の主張について判断することについて検討したいと思います。

きっかけになった判決は、神戸地裁平成18年1月19日判決（平成16年（行ウ）第29号認定取消請求事件、以下「本件判決」と呼びます。）です。この判決の全文は最高裁のホームページに掲載されています。

同事件の原告は輸入者、被告は神戸税関六甲アイランド出張所長で、神戸地裁は、輸入差止め措置にかかる特許に無効理由ありと判断して、輸入差止め措置の認定処分を取り消しました。

このケースの概要を説明しますと、原告（輸入者）が疑義貨物として判決目録記載1ないし4の石製灯籠用扉及び石製灯籠を輸入しようとしたところ、被告である神戸税関六甲アイランド出張所長は、それらの各物品は、特許権者（「被告補助参加人」として参加しました。）が保有する特許権（以下「本件特許」という。）を侵害するとして、平成17年法律第22号による改正前の関税定率法（以下、「関

税率法」という。) 21 条 1 項 5 号の輸入禁制品に該当するとの認定処分(以下「本件認定処分」という。)を行い、本件各物品の輸入を差し止めました。

同ケースにおいては本件特許の請求項 1(石製灯籠用扉に対応するもの)及び請求項 4(石製灯籠に対応するもの)の双方に対して争われていますが、本件判決は、本件特許の請求項 1(以下「本件発明 1」と呼びます。)の技術的本質について進歩性があるか否かを判断していますので、本稿においても「本件発明 1」について検討することにします。

本件判決によると、「本件発明 1」は「石製灯籠の開口部を開閉するための石製灯籠用扉であって、前記石製灯籠に対して固定可能な固定部と、蝶番によって前記固定部に対して回動自在に取り付けられた金属製の扉本体と、前記扉本体に設けられた窓部に取り付けられたガラスとを備え、前記固定部が前記石製灯籠に固定されると、前記扉本体および前記ガラスが一体的に前記開口部に対して開閉自在となっていることを特徴とする石製灯籠用扉。」と紹介されています。

そして、本件判決は、明細書に基づき、本件発明が解決しようとする課題は、「従来の石製灯籠は、開閉扉が合成樹脂製であるために、長期使用すると、透明な合成樹脂の色が白色に変化してしまうという問題があった。また、開閉扉が合成樹脂製であるために灯籠内部に設置されたロウソクの火によって溶けてしまうことがあるという問題があった。しかも、開閉扉が合成樹脂製であり扉自体が軽量であるために、風によって灯籠から外れて飛散して紛失してしまうことが多いという問題があった。本発明の課題は、上記従来の問

題を解消することであり、扉の色が長期使用しても変化することがなく、更に、扉が灯籠内部のロウソクの火によって溶けることがなく、しかも、扉が風によって飛散して紛失することを防ぐことができる石製灯籠と石製灯籠用扉を提供することにある。」であるとし、本件発明 1 の「発明の効果」は、「請求項 1(本件発明 1)にかかる石製灯籠用扉によれば、扉本体が金属で形成されるとともに、扉本体の窓部にガラスを取り付けているので、長期使用しても扉の色が変化することがなく、更に、ロウソクの火によって扉が溶けることがなく、しかも、このように構成された扉は、従来の合成樹脂製扉に比べて十分な重量を有していることから風によって飛散して紛失するといった問題は生じない。更に、扉本体を蝶番によって水平あるいは垂直方向に回動自在としたので、石製灯籠の開口部に対する扉本体の開閉構造を簡素化することができ、扉本体を開閉し易くなっている。」であるとしました。

その上で、本件発明 1 の技術的本質は、① 石製灯籠用扉に金属とガラスを用いること(以下「技術的本質 1」という。)、② ①により十分な重量を有することとなった石製灯籠用扉を石製灯籠本体に固定すること(以下「技術的本質 2」という。)、③ 蝶番を用いることにより、石製灯籠用扉と石製灯籠本体とを固定したまま、同扉を自由に開閉できるようにすること(以下「技術的本質 3」という。)にあるものと認められるとしました。

同ケースにおいて、原告は、本件特許が登録される前の平成 7 年 9 月に発行された有限会社〇〇商店の商品案内(以下「本件カタログ」という。)において、「扉のみタイプ」

と記載されているステンレス製供養箱用扉は、本件発明1の構成と同一であり、本件発明1の構成は、本件カタログ上にそのすべてが開示されており、本件カタログは、本件特許出願当時、一般公衆に広く頒布されていたとの主張をしましたので、本件判決はその点について次のように判断しました。

すなわち、本件判決は、本件発明1の技術的本質①乃至③は、本件特許出願当時、当業者にとって、容易に想到可能な事項であったことは明らかであるから、技術的本質①乃至③には進歩性が認められないので、特許法29条2項の規定により特許を受けることができず、本件特許には同法123条1項2号の無効理由が存在すると判断したのです。

(4) その上で、次のように、無効理由の存在と本件認定処分¹の違法性について見解を展開して、本件特許には進歩性欠如の無効理由が存在するから、本件認定処分は違法という結論を導きました。(注：下線は筆者が付したものです。)

「(1) 被告らは、特許権は、無効審決が確定するまでは適法かつ有効に存続し、対世的に無効とされるわけではないこと、特許の有効、無効の判断は第1次的には特許庁にあることを理由に、被告が、本件特許を有効なものとして扱い、本件認定処分を行ったことに何ら違法はない旨主張する。

(2) 確かに、特許法は、特許に無効理由が存在する場合に、これを無効とするために専門的知識経験を有する特許庁の審判官の審判によることとし(同法123条1項、178条6項)、無効審決の確定により特許権が初め

から存在しなかったものとみなすものとしている(同法125条)。したがって、特許権は、無効審決の確定までは適法かつ有効に存続し、対世的に無効とされるわけではない。

(3) しかし、証拠(略)によれば、本件各物品についての認定手続(関税定率法21条4項)は、前権利者の申立て(同法21条の2第1項)に基づき開始されたことが窺えるが、このように特許権の権利者の申立てに基づき開始された認定手続を経て、当該貨物を同法21条1項5号に定める特許権侵害物品と認定する認定処分(同法21条6項)がなされて輸入が差し止められた場合、当該特許権に無効理由が存在していても、無効審決が確定していない限り、当該貨物を輸入しようとする者が、当該認定処分取消訴訟を提起しても、同特許権に無効理由が存在することを理由に同認定処分の適法性を争えないとするのは、特許権者に過度の保護を与える反面、貨物輸入申告者に不当な不利益を与えるもので、衡平の理念に反するというべきである。

税関長のする認定手続申立人に対する供託命令(関税定率法21条の3)によっても、この衡平は回復し難い。また、認定処分取消訴訟の受訴裁判所が、無効審判の帰趨をみた上で判決する運用をすることも考えられるが、そうすると、当該貨物の輸入申告者は、認定処分を争うためには無効審判の申立てをすることを事実上強制されることになるし、認定処分取消訴訟が遅延することも必至である。

加えて、認定処分制度の趣旨は、特許権者その他の知的財産権者の権利を保護する

点にあるが、改正特許法 104 条の 3 第 1 項によれば、いわゆる侵害訴訟において、当該特許が無効審判により無効にされるべきものと認められるときは、特許権者は、相手方に対しその権利を行使することができない。そうすると、特許権に無効理由が存在し、侵害訴訟において、特許権者の権利行使が制限されるような場合にまで、税関長が、認定処分を行う必要性も合理性も存しないというべきである。このことは、当該認定手続が特許権者からの申立てにより開始されたか否かにより変わりはない。

以上の諸点からすると、関税定率法 21 条 1 項 5 号の「特許権」とは、すべての特許権を指すのではなく、無効理由の存在しない特許権を指すものと解するのが相当であり、輸入しようとした貨物が同号にいう特許権侵害物品に当たるとの理由で認定処分を受けた者は、同認定処分取消訴訟において、同認定処分の根拠となった特許権に無効理由が存在することを理由に同認定処分の違法を主張することができる」と解すべきである。

もとより、これは認定処分をした税関長又は国と認定処分の相手方との間において、無効理由の存在が当該認定処分の違法理由となるというにとどまる。

(4) 以上の次第で、本件特許には、特許法 123 条 1 項 2 号の無効理由が存在し、本件認定処分は違法であるから、取消しを免れない。」

(5) 上記の本件判決理由の中心部分は、「衡平の理念」にあると思われま。すなわち、本件判決のその部分を再度引用すると、本件

判決は「当該特許権に無効理由が存在していても、無効審判が確定していない限り、当該貨物を輸入しようとする者が、当該認定処分取消訴訟を提起しても、同特許権に無効理由が存在することを理由に同認定処分の適法性を争えないとすることは、特許権者に過度の保護を与える反面、貨物輸入申告者に不当な不利益を与えるもので、衡平の理念に反するというべきである。」という見解を展開しています。

問題は、改正特許法 104 条の 3 第 1 項との関係です。同条はいわゆる侵害訴訟において、当該特許が無効審判により無効にされるべきものと認められるときは、特許権者は、相手方に対しその権利を行使することができないと規定していますが、特許権侵害訴訟ではない行政訴訟においても同条が適用されるのかという法律解釈上の問題がでてきます。

この点について、本件判決は、「認定処分制度の趣旨は、特許権者その他の知的財産権者の権利を保護する点にあるが、改正特許法 104 条の 3 第 1 項によれば、いわゆる侵害訴訟において、当該特許が無効審判により無効にされるべきものと認められるときは、特許権者は、相手方に対しその権利を行使することができない。そうすると、特許権に無効理由が存在し、侵害訴訟において、特許権者の権利行使が制限されるような場合にまで、税関長が、認定処分を行う必要性も合理性も存しないというべきである。」という見解を示して、「関税定率法 21 条 1 項 5 号の『特許権』とは、すべての特許権を指すのではなく、無効理由の存在しない特許権を指すものと解するのが相当」との結論を導きました。

ところで、本件判決に対しては税関と被告

補助参加人から控訴が申し立てられ、控訴審では権利者と輸入者の間で和解が成立し、本件認定処分に対する取消請求は取り下げられました。このような状況を考えると、本件判決が先例的な価値を有する判例といえるかについては疑問が残るところです。

しかし、税関としては、本件判決と同様の判決が出されることを避けるため、輸入差止手続において、輸入者からの特許無効の主張を許し、その点の判断については、専門委員に対する意見照会手続を通じて、専門委員に差止申立てにおいては侵害疎明が足りているか否かの意見を、また認定手続においては侵害物品に該当するか否かの意見を求め、その多数意見を尊重して結論を出す仕組みを作りました。併せて、権利無効理由の有無について専門委員の意見を聴く際に、税関が権利無効を判断するものではないことに留意すると但し書きを付けることによって、特許法 104 条の第 1 項と抵触しないようにしました。このような仕組みに対しては、先に述べましたように、法理論的な整合性の面において問題があるとの指摘もあります。

(6) 税関が輸入者からの特許無効の主張を許している仕組みは、上記のとおり、特許権者には、差止申立てをしてもこの点が争われて、受理されないかもしれないという不信や、受理されても侵害物品に該当しないという結論を出されるかもしれないという不安を抱かせ、差止申立てをためらわせる一因となっている可能性があります。その問題を回避する方策として、上記の個別通達を改訂して税関

では特許権をはじめ権利無効理由の有無については専門委員へ意見照会の対象から外ずとするか、関税法を改正して、特許庁長官への意見照会事項にすべきとの意見もあります。

他方、特許権者からの差止申立てを増やすためのソフトな方法としては、東京税関本関の知財センター機能の専門性を高めることや特許権であっても外観から侵害物品に該当するか否かを識別できる方法を権利者から税関側に受け容れてもらうなどのアイディアもあるのではないかと思います。

今後は、特許権者からの差止申立てが増えない原因（税関が輸入者からの特許無効の主張を許している仕組みが特許権者に対してどのような影響を与えているかも含めて）を調査し、特許権者にとって差止申立てをしやすい仕組みにするにはどうしたらよいかについて議論を深めていきたいと考えています。

次号（第 5 回）では、個人使用の問題と並行輸入の問題について説明する予定です。また、第 3 回で触れなかった認定手続開始後の攻撃防御手段である、供託制度、特許庁長官への意見照会手続、農林水産大臣への意見照会手続、経済産業大臣への意見照会手続、通関解放手続、認定結果に対する不服申立手続などについても説明したいと考えています。

以上

添付資料（財務省ホームページより）

平成 25 年の税関における知的財産侵害物品の差止状況

（資料 1）

3. 知的財産別輸入差止実績

上段：件数
下段：点数

		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	前年比	構成比
特許権		15	9	8	3	2	66.70%	0.00%
		27,314	4,258	16,276	2,562	331	12.90%	0.10%
実用新案権		0	0	0	0	0	—	—
		0	0	0	0	0	—	—
意匠権		88	56	88	79	43	54.40%	0.20%
		81,270	49,266	26,304	21,291	10,852	51.00%	1.70%
商標権		21,415	22,994	22,843	26,304	27,975	106.40%	98.40%
		768,534	519,274	567,107	1,012,538	599,142	59.20%	95.40%
著作権		423	273	484	322	383	118.90%	1.30%
		166,721	57,865	116,662	81,191	17,768	21.90%	2.80%
著作隣接権		0	0	1	0	0	—	—
		0	0	8	0	0	—	—
育成者権		0	0	1	0	0	—	—
		0	0	1,815	0	0	—	—
不正競争防止法違反物品	周知表示混同惹起品	19	1	3	2	3	150.00%	0.00%
	著名表示冒用品	183	25	62	10	34	340.00%	0.00%
	形態模倣品	0	0	0	0	0	—	—
		0	0	0	0	0	—	—
	技術的制限手段回避装置	—	—	0	0	16	全増	0.10%
		—	—	0	0	60	全増	0.00%
合計		21,893	23,233	23,280	26,607	28,135	105.70%	100.00%
		1,044,022	630,688	728,234	1,117,592	628,187	56.20%	100.00%

（注 1）件数・点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数・点数を計上しています。

（注 2）1 事案で複数の知的財産侵害に当たる場合、件数についてはそれぞれの知的財産に、点数については表中上位の知的財産のみに計上しています。従って、知的財産ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。なお、構成比は権利ごとの件数の合計（のべ数）をもとに算出しています。

（注 3）不正競争防止法違反物品のうち技術的制限手段回避装置については、平成 23 年 12 月 1 日から輸出入してはならない貨物として、税関の取締りを行っています。

（注 4）各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

(資料2)

(参考3) 輸入差止申立て件数

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	前年比	構成比	新規	
特許権	21	16	16	18	21	116.70%	2.70%	7	
実用新案権	0	0	0	0	0	—	—	0	
意匠権	57	66	65	73	77	105.50%	10.10%	18	
商標権	158	180	193	213	247	116.00%	32.30%	59	
著作権	55	65	82	91	96	105.50%	12.50%	7	
著作隣接権	301	303	289	313	316	101.00%	41.30%	96	
育成者権	1	1	1	1	1	100.00%	0.10%	0	
不正競争防止法違反物品	周知表示混同惹起品	5	6	7	6	5	83.30%	0.70%	0
	著名表示冒用品	0	0	0	0	0	—	—	0
	形態模倣品	0	0	0	0	0	—	—	0
	技術的制限手段回避装置	—	—	0	1	2	200.00%	0.30%	1
合計	597	636	652	715	764	106.90%	100.00%	188	

(注1) 各年12月31日時点において有効な輸入差止申立て件数を示しています。

(注2) 「新規」は、新たに輸入差止申立てが行われ、平成25年中に受理された件数を示しています。

(注3) 1件の申立てにつき複数の知的財産に係るものがあるため、知的財産ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。なお、構成比は権利ごとの件数の合計(のべ件数)をもとに算出しています。

(注4) 不正競争防止法違反物品のうち技術的制限手段回避装置については、平成23年12月1日から輸出入してはならない貨物として、税関の取締りを行っています。

(注5) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

(資料3)

6. 輸送形態別輸入差止実績

上段：件数
下段：点数

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	前年比	構成比
郵便物	21,162	22,281	21,891	24,852	26,416	106.30%	93.90%
	661,634	260,927	309,706	383,042	358,615	93.60%	57.10%
一般貨物	731	952	1,389	1,755	1,719	97.90%	6.10%
	382,388	369,761	418,528	734,550	269,572	36.70%	42.90%
合計	21,893	23,233	23,280	26,607	28,135	105.70%	100.00%
	1,044,022	630,688	728,234	1,117,592	628,187	56.20%	100.00%

(注1) 件数・点数は、侵害物品に係る一般輸入貨物及び輸入郵便物の件数・点数を計上しています。

(注2) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

(資料4)

(参考7) 専門委員意見照会件数

(1) 知的財産別件数

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	前年比
特許権	7	6	4	2	3	150.00%
実用新案権	0	0	1	0	0	—
意匠権	1	1	0	4	0	全減
商標権	1	0	1	0	1	全増
著作権	0	1	0	0	0	—
合計	9	8	6	6	4	66.70%

(2) 処理別件数

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	前年比
受理	6	1	1	5	1	20.00%
一部受理	0	1	1	0	0	—
不受理	1	3	2	1	1	100.00%
保留	2	2	1	0	1	全増
(差止申立て 取下げ)	0	-1	-1	0	-1	全増
該当認定	0	0	0	0	0	—
非該当認定	0	0	0	0	0	—
合計	9	8	6	6	4	66.70%

(注) 「受理」「一部受理」「不受理」「保留」は差止申立てに係る意見照会、「該当認定」「非該当認定」は認定
手続に係る意見照会の処理です。